

2021年度（令和3年度）―第37期―

社会福祉法人 障友会 事業報告書

（はじめに）

昨年度に引き続き、2021年度も新型コロナウイルスに翻弄された年になりました。

まず4月には当法人でもグループホームでクラスターが発生し、幸いの方でも軽症で事なきを得ましたが、夏には東京オリンピックの開催に合わせるかのように第5波が到来しました。秋以降にようやく落ち着いてきたと一息ついていましたが、今年の年明けからはオミクロン株による第6波の大流行が始まり、やっと峠は越したかに見えますがいまだ収束には至っていない状況です。

このオミクロン株の感染力は非常に強く、感染者が出るたびに通所の自粛をお願いするなどご利用者・ご家族の皆様にもなにかとご心配やご迷惑をおかけしました。当法人はまだオミクロン株による長期的な閉鎖は免れましたが、他の法人では2～3週間程度の全面休所などを余儀なくされる事業所が相次ぎました。

ご利用者のワクチン集団接種については1～2回目を昨年7月から8月にかけて、3回目の接種を本年4月に行っています。引き続き感染予防に力を入れていきますので関係の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

またこれに関連し、グループホームでのクラスター感染に対応いただいた職員の表彰を行いました。2020年度から始まった表彰制度ですが、こういった職員の活躍を讃えることで、少しでも職員の「やる気」に応える一助になればと考えます。

一方、今年、障友会は38年目の春を迎えました。かねてから、障友会の歴史を語り、人生の一時期を障友会とともに過ごされ物故されたご利用者の方々に想いを馳せることができる「碑」を作りたいとのお声がありました。そのため、一昨年からご利用者やご家族、職員からなる「スイートピーの会（碑・建立委員会）」を設置し、様々なご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりました。

この度、障友会後援会をはじめ皆様から多くのご協力を得て、3月末に「碑」が当法人発祥の地である堺みなみの入り口に設置することができました。建設された碑は、ステンレス製で障友会のマークをデザインに取り入れ、上部に鐘がついて鳴らせるようになっています。また、碑の銘板には「語り継ぐ碑」として、「なつかしい友 大好きでした これからもずっと一緒に ありがとう」の碑文が入っています。

これからはこの碑を見るたびに、これまで物故されたご利用者の方々はもとより、社会資源のなかった時代に当法人の立ち上げに尽力されたご家族や職員、関係の皆様のご苦勞に思いを馳せ、あらためて障友会のめざすべき役割を思い返す「よすが」となることを祈念したいと思います。

まだまだ続くであろうコロナ禍のもとではありますが、諸課題の解決、事業の前進を図るべく、法人あげて一層の努力が求められます。引き続き注力し安全、安心な法人、事業所運営の確保に努めるものです。以下、2021年度の法人ならびに各事業所の事業報告です。

1. 理事会の開催

1) 2021 年度（令和 3 年度）第 1 回（通算第 176 回）理事会

2021 年（令和 3 年）6 月 3 日（木）に開催する予定であったが、新型コロナによる緊急事態宣言が出されていたため、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の規定に基づき、「理事会の決議の省略」対応の理事会とした。理事会の決議のあったものとみなされた日（2021 年 6 月 2 日）

（主な案件）

- ① 2020 年度 法人、施設・事業の事業報告（案）について
2020 年度 法人及び各事業所拠点区分の収支決算報告（案）について
法人監事の監査結果（5 月 20 日実施）の報告について
- ② 2020 年度 法人及び各事業所拠点区分の収支決算における社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の策定について
- ③ 2020 年度にかかる事業報告（案）及び収支決算報告（案）の定時評議員会への付議について
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催と次期評議員の選任について
- ⑤ 次期役員（理事・監事）候補者の選任について
- ⑥ 各規程の改正（案）について
経理規程の一部改正
役員報酬規程の一部改正
- ⑦ 2021 年度第 1 回評議員会（2020 会計年度にかかる定時評議員会）の招集について
- ⑧ 理事長、業務執行理事の報告について
グループホーム平井ホームで発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターへの対応についてその顛末
積水ハウス株式会社の建貸方式によるグループホーム設置計画の断念とその処理について
2021 年度法人内外業務の職員の分担について
その他

2) 2021 年度（令和 3 年度）第 2 回（通算第 177 回）理事会

2021 年 6 月 22 日（火）

（主な案件）

- ① 給与規程ならびに非常勤職員給与規程の一部改正について
- ② 法人役員等賠償責任保険契約の締結について
- ③ 理事長ならびに業務執行理事の選任決議について
- ④ その他審議事項、報告事項について

3) 2021 年度（令和 3 年度）第 3 回（通算第 178 回）理事会

2022 年 3 月 9 日（水）

（主な案件）

- ① 2021 年度 法人及び各事業（所）拠点区分の最終補正予算（案）編成について
- ② 2022 年度 法人及び各事業（所）の事業計画（案）について
2022 年度 法人及び各事業（所）拠点区分の当初の収支予算（案）の編成について

- ③ デイセンターフレンズとうららのお店の単独運営について
- ④ 障害者地域生活支援センターうてなと障害者地域生活支援センターともにの一体的運営について
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請に対する職員への支給法等について
- ⑥ 諸規程、諸規則の改正、施行（案）について
 - ・運営規定（わららか草部、デイセンターフレンズ（うららのお店）
就労継続支援 B 型事業所の「在宅利用に対する支援」の追加
 - ・私有車通勤管理規程
自転車通勤に関する項目の追加
 - ・就業規則、非常勤就業規則
全体の見直しによる削除、追加、訂正等
 - ・給与規程
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支給による条文の追加
 - ・非常勤職員給与規程
第 3 条（給与の形態）世話人の追加
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支給による条文の追加
 - ・経理規程
全体の見直しによる削除、追加、訂正等
 - ・処務規程
デイセンターフレンズとうららのお店の単独運営による条文の変更
支援センターうてな、支援センターともにの一体的運営による条文の変更
 - ・再雇用規程
第 7 条（給与等）の見直し
第 10 条（退職）の条文の見直し
 - ・ハラスメントの防止に関する規程
 - ・デイセンターフレンズ運営規程
 - ・うららのお店運営規程
 - ・障害者地域生活支援センターうてな運営規程
- ⑦ 法人職員人事について
 - ・退職、採用、昇任、職場異動などについて
 - ・法人内外業務の職員の役割分担について
 - ・法人組織の管理運営体制について
- ⑧ 法人役員等賠償責任保険の締結について
- ⑨ 2021 年度第 2 回評議員会（3 月 29 日）の招集決議について
- ⑩ 理事等・業務執行理事の報告と審議について
 - ・堺市法人指導監査の実施と監査結果について
 - ・2021 年度事業所支援活動の結果について
 - ・今後の日程について
 - ・その他（コロナウイルス感染症の状況等）

⑪ その他の審議事項、報告事項について

2. 評議員会の開催

1) 2021 年度（令和 3 年度）第 1 回評議員会

2021 年 6 月 22 日（火）

（主な案件）

①2020 年度 法人、施設・事業の事業報告について

2020 年度 法人及び各事業所拠点区分の収支決算報告について

法人監事による監査結果（5 月 20 日実施）の報告について

②2020 年度、法人及び各事業所拠点区分の収支決算における社会福祉充実残額の算定について

③次期役員（理事・監事）の選任決議について

④規程の改正について

・役員等の報酬等に関する規定の改正について

⑤理事長・業務執行理事の報告について

・「グループホーム平井ホーム」で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターへの対応について、その顛末について

・積水ハウス株式会社の建貸方式によるグループホーム設置計画の断念とその処理について

・2021 年度の法人内外業務の職員の分担について

2) 2021 年度第 2 回評議員会

2022 年 3 月 29 日（火）

（主な案件）

①2021 年度 法人及び各事業（所）拠点区分の最終補正予算の編成について

②2022 年度 法人及び各事業（所）の事業計画（案）について

2022 年度 法人及び各事業（所）拠点区分の当初の収支予算（案）の編成について

③理事長・業務執行理事等の各報告について

・デイセンターフレンズとうららのお店の単独運営について

・障害者地域生活支援センターうてなと障害者地域生活支援センターともにの一体的運営について

・福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請に対する職員への支給方法について

・諸規程、諸規則の改正、施行について

・法人職員人事について

・法人役員賠償責任保険の契約の締結について

・その他審議事項、報告事項について

3. 法人の監事による内部監査の実施

2021 年 5 月 20（木） 10:00～16:00

①竹中監事による監査（各事業所の運営）

②田中監事による監査（法人・各事業所の会計、経理、財務など）

③森監事による監査（法人運営、理事会・評議員会の運営、各事業所の運営）

事前に法人ならびに各事業所の事業報告書、本部事務局からの各計算書類、財務諸表等を提出。また、各運営に関する管理者等の「自己チェック表」も提出。それらの資料に基づきヒアリングが実施された。また、「利用者預り金」については別途 8 月 5 日（木）に森監事により実施された。いずれも、様々の角度から適切なご指摘、ご指導をいただくことができた。

4. 事業所運営支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人理事や管理者による各事業所への運営、指導、助言活動として、2019 年度から実施している取り組み。2022 年 1 月にうららのお店を対象として実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度は実施を中止せざるを得なくなった。

（実施予定の内容）

- ・ 管理者、職員との面談
- ・ 施設設備・環境等のチェック、各種書類の整備状況のチェック
- ・ 個別支援計画関係の書類等のチェック など

5. 各行政、関係機関による実地指導、監査、調査等

2021 年 11 月 19 日（金）に社会福祉法第 56 条に基づき、堺市による当法人の法人指導監査が法人本部で行われた。

監査結果では小口現金の取り扱いに関する指摘があり、直ちに直接金融機関からの支払いとする運用改善を行った。

6. 法人の横断的な各種業務、会議等の実施状況

1) 常任役員会議の開催

理事長と 2 人の業務執行理事（常務理事）で構成。定期性はなく都度必要に応じて諸事への考え方や対応方針などの経営会議前整理などを行った。

（実施日）10/11、11/4、11/29、12/27、1/14、1/24、2/16 合計 7 回

2) 経営会議の開催

原則月に 2 回の定例会議。理事長と 5 人の管理職々員、合計 6 人で構成。前理事長もアドバイザーとして参画されている。

日常の法人経営、運営、各事業所の運営等の諸課題を主要な協議、検討、決定事項とし、あわせて理事会、評議員会での案件整理、提案事項の確認、さらには各会議後の決議事項についての確認作業などを行った。また、原則月 1 回開催の管理者会議に向けた案件の準備や管理者会議で提起された諸課題についての検討、調整、決定等を行った。

（実施回数）定例会議で計 24 回、他に臨時開催あり。

2021 年度は特に新型コロナウイルス感染症対策、事業運営の改善、既存事業のあり方、中長期計画策定に向けての現状調査などの議論を行った。

3) 管理者会議の開催

経営会議のメンバーに加えて、各事業所、本部事務局の管理者ならびに主任級職員の合計 12 名で構成。原則月 1 回の会議を定例的に実施した。

会議のテーマは主に経営会議からの報告、連絡及び各課題についての協議。また各事業所の運

営状況や課題、利用者や家族の状況などについても報告しあい、法人全体の動向や様子の確認、理事会、評議員会での審議事項や決議事項などについての共有化も図った。

（実施回数）定例で計12回開催、他に臨時開催もあり。

4) 法人懲罰委員会の実施

職員の就業規則に基づく懲罰を課すべき事案については2021年度はなく、開催は0件であった。

5) 法人虐待防止委員会の開催

当法人の虐待防止対応規程に基づき設置しているもので、理事代表、家族会代表、第三者委員、施設長等から構成。定期的にまたは虐待発生の都度開催することとしている。

①第1回定例法人虐待防止委員会

4月8日（木）を予定していたが新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止とした。

②第2回定例法人虐待防止委員会

10月14日（木）開催し、事故・傷病の報告や第三者委員への苦情申し立ての報告、各委員からのご意見や質問等があった。また、2019年度に発生したグループホームでの身体的虐待事案について、その後の対応等の報告があった。

6) 虐待防止受付担当者会議の開催

法人虐待防止規程に則り次の担当者会議を実施した。

①第1回定例会議（9月9日）

各事業所での様々な具体例についての評価や考え方など意見交換

②第2回定例会議（12月9日）

各事業所での様々な具体例についての評価や考え方など意見交換

③第3回定例会議（3月10日）

各事業所での様々な具体例についての評価や考え方など意見交換

※6月は開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。

※各事業所から報告される具体例は明らかな虐待やそれにつながるような事例だけではなく、利用者と職員とのコミュニケーションのあり方、大人としての尊厳を尊重することにそぐわないような言動、いわゆるグレーゾーンとされる悩ましい対応など、職員の気づきにより報告される事例を含む。また、ショートステイうてな、相談支援センターから報告される事例は当法人の利用者だけではなく、法人外の様々なケースについても紹介されている。

7) 苦情解決事業第三者委員への報告会（苦情解決事業の利用）の開催

当法人苦情解決事業実施規程に基づき第三者委員を設置し開催しているもので、2022年2月8日に開催予定であったが、年明けからのオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大により、書面開催とした。内容は、各事業所の管理者から事前に整理された1年分のヒヤリハット、苦情・要望、そして事故・傷病事案等について報告した。

8) 日中活動支援事業所の管理者会議の実施

2021年度は会議の開催はなかったが、1昨年、グループホームで発生した入居利用者虐待事案について堺市の虐待対応チームからホームの運営を世話人任せにするのではなく、積極的な「外

からの目」、「正規職員の関与」の必要性等の改善指導が寄せられたため、各グループホームへの正規職員の関与、派遣について調整した。

継続的な関与体制については、引き続き検討中である。

9) グループホームの運営会議の実施——地域でのよりあたりまえな暮らしの支援のために——

各グループホームの現状や課題、入居利用者の現況などの諸情報を共有しそれらを日々の支援に生かすため、また新たにグループホームを必要とする利用者の状況や必要性の内容などの確認のために運営委員会を開催した。

議論の内容は、グループホーム入居（転居も含めて）予定者の選出、欠員のあるグループホームの対応やグループホーム全体の再編などについても検討のテーマとなった。

なお、2020 年度に整備を予定していた「建貸し方式」による新規開設は中止となり、2021 年度当初に女性グループホームなでしこを廃止したものの、他のグループホームの空き室もあり、男性・女性とも現状のグループホームで対応できている。

会議の構成員はエリアサポートグループ管理者、職員、各日中活動支援事業所管理者、本部事務局長、ならびに 2 ヶ所の地域生活支援センターの相談支援専門員。

① 第 1 回グループホーム運営会議 12 月 14 日（火）

各種情報交換、各ホームの欠員状況の確認等

② 第 2 回グループホーム運営会議 2 月 14 日（月）

コロナ禍による国のまん延防止措置による中止

10) 医療職会議の実施 ——利用者の適切な健康管理のために——

各事業所に所属する医療職職員（看護師）を中心とする法人の医療職会議は 2021 年度は 2 回の開催にとどまった。

第 1 回 6 月 16 日（水）開催

①グループホームやショートステイでの夜間急変時対応について

5 月にグループホームで夜間急変（激しい咳込みと呼吸困難・血中酸素飽和濃度の低下）し、救急搬送された方がおられ、情報共有と夜間急変時の対応や救急車要請の判断基準について検討。

- ・各グループホーム（電話の近く）に救急車を呼ぶべき症状のポスターを貼る。
- ・バイタルチェック、呼吸状態の確認、呼び掛けへの反応、頭部の強打、喉詰め、激しい嘔吐を繰り返す、けいれん発作 〇分以上 などの救急車要請判断の症状を貼るとともに相談先の電話番号を提示する。

ことなどを決め、実施した。

②健康診断について（確認）

③歯磨き支援について

各施設、マスク・フェイスシールド装着での支援、歯磨き後の周囲の消毒などの確認

第 2 回 7 月 14 日（水）開催

① 熱中症対策について

② ワクチン接種について

法人での第 1 回・第 2 回新型コロナウイルスワクチン接種について確認。副反応が出た時の対応についても協議。

11) 授産事業活動担当者会議の実施 ——利用者のより良い支援、就業状況の改善をめざして——
法人内の作業（授産）活動を営む4事業所の担当者の情報や意見の交換会議。

2021年度の開催は、2月3日（木）の1回（コロナ感染防止のためオンライン開催）

2021年度の各事業所の活動状況、利用者工賃状況などについての情報や意見の交換を行った。
一昨年から続く新型コロナ禍の影響もあって、全体的に作業内容、作業量ともに減。その結果利用者工賃も減少傾向。

堺みなみでは昨年度に引き続き外部のバザー活動の機会が少なく、委託作業等がほとんど。5月支給分から利用者給与規定を改定し、毎月の支給額が半減したが代わりに積立金を残すことができ賞与で還元するという形にできた。

わららかでは作業量に不足を感じ、特におひさま班ができる作業がなく探している状況。

くるみの樹では作業工賃はわずかであるものの、毎月のプール金を使い、12月に初めて賞与を支給することができた。

うららのお店は、引き続き喫茶軽食営業を長期間とりやめており、喫茶収入はほとんどないが果物販売や内職作業を増やし、工賃の確保に努めた。

どの事業所においても作業活動の新たな展開、取り組みは今後の魅力ある事業所づくりのためにも喫緊の課題である。

12) 「至心」の編集、発行について（広報委員会―「至心」編集会議の開催）

——法人への支援の輪を広げたい！！——

2021年度も法人の広報誌「至心」の内容の充実化と確実な定期発行の実現のため、発行月の前月に編成会議を開催した。

「至心」の発行は年に4回（2021年度実績：4月25日、7月25日、10月25日、1月25日発行：No.184号～187号）。

「至心」の郵送にあたり、かねてより「第三種郵便物」としての扱い（認可の可否）が課題となっており、管轄郵便局からの調査・監査内容に対して、当法人が加盟する「堺障害者作業所定期刊行物協会」と共同して認可継続に向けて対応を行っているが、未だ見通しが立っていない状況。2022年度における管轄郵便局からの回答を待ち、引き続き対応を行ってゆく。

13) 防災・防犯対策会議（防災・防犯対策委員会）―利用者の安全、安心な生活の確保のために―

2021年度の主な活動として令和3年度 堺市 障害福祉サービス事業所向け BCP 策定研修に防災対策委員として2名が参加した。

①2021年2月8日（火）業務継続計画BCP策定研修 感染症編

②同年 3月16日（水）自然災害編

の研修を受け、来年度に法人全体のBCP計画の策定における情報収集を行った。また、各事業所の防災の取り組み内容を書面で情報共有を行った。避難訓練においてはスタッフの応援体制を調整し、必要に応じて事業所の枠を超えて、訓練に参加した。普段と違った訓練内容となり、訓練内容の均一化に有効である。

次年度は自然災害におけるBCP計画の作成と計画に沿った訓練内容・避難訓練に取り組みたい。

14) 利用者対応マニュアル策定委員会（研修会）の開催——法人職員の育成を目指して——

2016 年 6 月から開始し、法人の中堅職員の人材育成（資質の向上）を目的とした本研修会も、前吉川理事長の退任に伴い 2021 年 4 月をもって終了した。当初は利用者マニュアルの策定を目的とした研修会であったが、障害者運動の歴史や社会福祉法人制度改革、行政の障害福祉計画など内容は毎回多岐にわたり、2021 年 4 月まで延べ 44 回の開催となった。また、本委員会終了に伴いこれまでの活動を総括して「利用者対応マニュアル策定会議を振り返る～2016 年から 2021 年～」という記録を作成した。

（実施状況）

① 第 1 回委員会（通算第 44 回）4 月 19 日（月）（最終回）相談支援について

なお、2022 年度からは中堅職員の知識や技量を高めるため、新たなメンバーを募集して、前吉川理事長を講師とした「スキルアップシリーズ研修」を 10 月からスタートした。

①第 1 回研修会 10 月 28 日（木） 本研修会の目的について・進め方について

②第 2 回研修会 11 月 25 日（木） 優生思想について

③第 3 回研修会 12 月 27 日（月） 優生思想について（その 2）

④第 4 回研修会 3 月 25 日（金） 障害者の権利条約について

15) 法人職員研修（法人職員研修委員会）——職員の資質の向上を求めて——

①2021 年度 法人職員研修年間表

日時	テーマ	研修種別	講師、進行役
6 月 14 日（月）	障がい者福祉の歴史	ビギナーズ	吉川理事 藤原施設長
6 月 17 日（木）	障友会の成り立ち・理念	ビギナーズ	吉川理事 藤原施設長
7 月 8 日（木）	「障がい者福祉とは」 「てんかんとは」	ビギナーズ	藤原施設長 サポーターズ カレッジ
7 月 27 日（火）	「自閉症スペクトラム障害 の理解①」「発達障がいの特 徴と具体例」	ビギナーズ	藤原施設長 サポーターズ カレッジ
8 月 19 日（木）	「障がい者虐待とは」「障がい 者のコミュニケーション」	ビギナーズ	藤原施設長 サポーターズ カレッジ
10 月 28 日（木）	スキルアップシリーズ研修 の目的や進め方について	スキルアップ シリーズ研修	吉川理事
11 月 25 日（木）	優生思想について	スキルアップ シリーズ研修	吉川理事
12 月 9 日（木）	発達支援を考える会	事業所職員数名	藤原施設長
12 月 27 日（月）	新聞記事をテーマに実施	スキルアップ シリーズ研修	吉川理事

3月25日（金）	新聞記事をテーマに実施	スキルアップ シリーズ研修	吉川理事
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	「障がい者支援施設におけ る人材育成」	リーダーズ	サポーターズ カレッジ
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	「知的障がいのある方を中 心に利用者とのコミュニケ ーションを学ぶ」	スキルアップA	サポーターズ カレッジ
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	「知的障がいのある方を中 心に利用者とのコミュニケ ーションを学ぶ」	スキルアップB	サポーターズ カレッジ
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	交通安全研修	トータル	中堺警察署提供 『交通安全』DVD鑑賞
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	人権研修	トータル	埼玉県公式 YOUTUBE チャンネル『合理的配 慮』動画鑑賞
新型コロナ感染防止 の為、各事業所で	虐待防止研修	トータル	サポーターズ カレッジ

②グループホーム世話人研修（エリアサポートグループの企画と実施）

7月7日（水）	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナ感染防止の為、資料を配布
12月8日（水）	虐待防止研修	サポーターズカレッジ

③法人研修の実施

昨年同様、職員の勤続年数や職制（あるいは職種—グループホームの世話人等）に対し多様な研修機会と内容を準備し実施した。法人内に事業所を横断する職員による研修委員会を組織し、定期的な会合（今年度はコロナ感染防止の為、ZOOMを使用）のもと、研修の企画、立案連絡調整、具体の準備を担った。2021年度は、新たな研修のステージとして、法人の次世代を担う人材を育成する為、吉川理事を講師に迎え、スキルアップシリーズ研修をスタートさせた。

だが、新型コロナウイルス感染症の影響で思う様に対面での研修が実施出来ず、予定していた研修が次年度への延期になる事やインターネット配信動画を使用しての研修（eラーニング）に変更になるものも多くあった。インターネット配信動画を使用しての研修（eラーニング）の活用については、事業所毎で、テーマや視聴のタイミング等の設定をしてもらった。今後も、視聴項目や視聴目的等を整備して計画的に職員への研修の機会を提供していきたい。施設間実習については、今年度は複数の希望者があり、法人内他事業所での実習を通し、見識が広がったと好評であった。今後も通年で職員への呼びかけを行っていきたい。

④外部講師によるOJT（オンザジョブトレーニング）の実施

2020年度から法人職員研修委員会の企画による職員研修以外に、わららか草部において外部講師（支援学校の元教師で自閉症、発達障害支援のエキスパート）による具体的な支援のあり方などのOJT研修を実施していたが、2021年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、実施すること

ができなかった。コロナ収束の状況により次年度の実施について検討していきたい。

16) 障友会職員採用、利用者獲得の取り組み——法人の未来を切り開くために——

福祉・介護業界での職員確保の困難性や、支援費制度施行以降の障害福祉サービスにおけるNP0 や株式会社など新たな事業主体の参入により、職員の獲得や利用者の確保が非常に困難となっている中で、当法人として2020年度から「積極的なPR作戦」を展開している。

新たな職員人材の確保や、ご利用者の高齢化により（若い）新規利用者の増員ができない事態が続けば、将来の法人の在り様や体力に大きく影響するため、かねてから理事会においても指摘されていた。

2021年度は職員採用と利用者確保の二つのチームに分かれ、パンフレット等必要な資料を用いて近在の各大学や専門学校、そして各支援学校や相談機関等に直接出向いて当法人のPRを行った。また、職員採用については就職サイト「マイナビ」の活用や地元コミュニティ誌主催の「就職フェア」などへの出展も行った。

17) 支援業務システム化の取り組み（ICT検討委員会）——新たな支援業務システムの導入——

ご利用者の支援記録、フェースシート、アセスメント、個別支援計画など、利用者支援に関する諸業務を一元的、統合的に管理でき、かつ業務の省力化にもつながる新たなシステムを構築するため、職員（各事業所から選抜）8人で検討チームを組織。2020年度は、どのようなシステムがよいかを各種システムの比較を行い、2021年度には今までも使い慣れているアクセスを活用して新たに開発することを決定し、予算を確保して阪南ビジネスマシンに開発委託した。

委員会ではシステムの仕様や様式などを随時打ち合わせ検討しつつ、年度末にはいよいよシステムが完成し、新年度からは新システムを使っていくことになる。2022年度は新システム入力マニュアル等を作成し、各事業所で入力作業を行っている。

＜2021年度の活動＞

第1回検討会議	4月6日（水）、	第2回検討会議	6月16日（水）
第3回検討会議	8月26日（木）、	第4回検討会議	10月12日（火）
第5回検討会議	11月2日（火）、	第6回検討会議	12月7日（火）
第7回検討会議	1月31日（月）、	第8回検討会議	2月16日（水）
第9回検討会議	3月28日（月）		

7. 苦情解決事業の実施状況について

本事業報告書、6-7)、「苦情解決事業第三者委員への報告会」に一部既報。

第三者委員への苦情の申し立てについては、2021年7月にグループホーム入居者の保護者からあり、グループホームでの支援の内容に関するものであった。第三者委員同席のもと保護者と法人幹部及びエリアサポートグループが話し合いを持ち、申し立ての内容について文書で回答・報告するなど対応について善処した。2021年度の法人の公式な苦情解決事業に解決を求めた「苦情」はこの1件にとどまったが、2022年1月に同じグループホームの別の入居者が送迎時に通りすがりの方をたたき事件があり、それに対しても送迎の可否の検討や近隣への対応等を行った。

8. 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の取得と職員処遇の向上について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害福

社職員を対象に、追加的な処遇改善臨時特例交付金の制度ができた。

当法人ではこの制度に基づき、全職員と対象として 2022 年 2 月分給与から本交付金を原資とした手当または時間給の増額を行った。支給内容は常勤職員の場合一律月額 6000 円、月給制非常勤の場合、6000 円を上限に常勤換算で支給、時間給職員は 1 時間 50 円のアップ。先行して手当として支給している「処遇改善加算」「特定処遇改善手当」とあわせ、職員にはかなりの所得保障につながったもの。制度としての課題はあるものの、これが恒久化され将来的にも安定した職員の所得保障、処遇改善の手立てとなることを願う。

9. 2021 年度の法人の事業計画についての実施・取組み状況について

1) 新型コロナウイルスの防止に向けた安心な事業運営

2020 年度に引き続き、2021 年度も新型コロナウイルス感染症に対する予防対策に追われる 1 年であった。特に 2022 年 1 月から大流行となったオミクロン株による第 6 波の感染はすさまじく、各地で福祉介護施設でのクラスター発生や休所が報じられた。

当法人においては、昨年 3 月末から 4 月にかけてグループホームでのクラスターが発生し、その後は新たな発生もなく年末を迎えていたが、今年になってから感染者や濃厚接触者が出始め、以下にその概要をお示しする。3 月中頃になってようやく沈静化の兆しが出てきたと感じているが、国内ではオミクロン株の一種である BA2 が再び感染者の増加をもたらしており、今だ予断を許さない状況である。

当法人では昨年 7 月から 8 月にかけて希望されるご利用者約 100 名にワクチンの集団接種を実施し、今年も 3 回目の集団接種をこの 4 月に実施している。また、頻発する感染に加えて国の感染者に対する隔離・待機期間の指導基準が短くなる方向で変更されたのに伴い、これまでの新型コロナ BCP 計画に加えて 2 月に新たな「新型コロナウイルス発生時の対応のめやす」を作成し、ご利用者が発症したときや職員が発症したときなどの法人内での対応ルールを決めている。

また打ち続くコロナ禍のため、2021 年度も利用者の外出や施設行事などが大きく制限されたり、中止せざるを得ない状態が続いた。当法人には入所施設はありませんが、通所施設とグループホームで生活されておられる利用者がたくさんおられるため、リスクがあっても簡単に事業を休止することはできない。そのため、まだまだ新型コロナ対策を続けなければならないと考えている。

なお、新型コロナに関しては、ショートステイうてなが、介護者が感染した場合に残された障害者や要介護高齢者をお預かりして生活支援を行う市の「新型コロナウイルス感染症在宅ケア支援事業」への協力を行っているが、2021 年度の実施要請は 0 件であった。

<障友会における新型コロナ第 6 波の状況>

①感染者等の情報

○わららか草部における感染者確認

2 月 15 日（火）に職員 1 名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された。当該職員は、前日に発熱の症状が出現したため PCR 検査を行ったところ、陽性と確認されたもの。当該職員は 2 月 14 日（月）に発熱の症状が出たため直ちに退勤させた。感染を防止する観点から、当該施設は 2 月 16 日（水）から自宅からの通所者には通所の自粛をお願いし、グループホームのご利用者のみ受け入れとした。また、当該施設での接触者 14 名を PCR 検査したところ、2 月 17 日（木）にご利用者 1 名が陽性と判明したため、さらに検査対象を拡大し 31 名の PCR 検査を行ったところ、2 月 22 日（火）に全員陰性と判明したことにより、2 月 24 日（木）

から通常営業に戻った。

○デイセンターフレンズにおける感染者確認

2月28日（月）に職員1名の感染が判明したため、一時的に休所させていただいた。同時に関係職員・ご利用者のPCR検査を行ったところ、全員が陰性と判明したため3月3日（木）から通所再開した。

○うららのお店における感染者疑いの対応

3月5日（土）にご利用者のご家族が陽性となり、ご利用者は濃厚接触者とみなして自宅待機されていたが、12日（土）の簡易検査で陽性、改めて14日（月）にPCR検査を実施したところ陰性となったため、22日（火）から通所再開とした。この間、他のご利用者はご家族に通所の判断をいただき、事業所としては継続して営業した。（9名の方が通所継続）

○堺みなみにおける感染者確認

3月9日（水）に職員の感染が判明したため、10日から12日まで自宅からの通所者には通所の自粛をお願いし、グループホームのご利用者のみ受け入れた。同時に関係者32名のPCR検査を実施したところ、全員陰性であったことから、14日（月）から通所再開した。

②通所自粛の状況

上記のほか、現在各事業所でご利用者や職員の家族等が感染したり、子どもさんの学校休校などで多くの職員が出勤できなくなったため、次の対応を行った。

わららか草部 2月16日（水）～22日（火）まで自宅通所者の通所自粛をお願い。

堺みなみ 2月9日（水）～18日（金）まで自宅通所者の通所自粛をお願い。

くるみの樹 2月16日（水）～2月26日（土）まで自宅通所者の自粛協力をお願い。

③グループホーム

2月にグループホーム1か所で陽性者との接触者（濃厚ではない）が出たため、自主的に全員がご自宅へ帰宅されていたが、2月24日（木）から再開した。

2）超高齢時代に向けた事業運営

今まで当法人は、日中活動の場である通所事業と居住の場としてグループホームを中心に整備・運営してきたが、利用者の高齢化・重度化が進み、介護や医療的ケアが難しいなど課題を抱えている。また、通所事業においても利用者の大きな生きがいである「仕事」が利用者の高齢化も相まって次第に少なくなっている。一方、制度の進展により障害福祉サービス事業者が増加してきたため、若い利用者は減り、新たな方はなかなか入ってきません。

そのため、これからの障友会における事業の最適化の検討を始め、小規模通所施設等の再編の一環として、2022年度から多機能型で指定基準上一体であった「デイセンターフレンズ」と「うららのお店」をそれぞれ独立した単独運営とし、各施設の長所を残しながら安定的な運営をめざして報酬増を図った。

また、2012年から2階建戸建住宅を賃貸借してグループホームとして使用中の「ケアホームなでしこ」は木造で耐震構造ではなく、改正消防法によるスプリンクラーの設置もないままであったため、入居者を他のグループホームに移っていただき、2021年3月で廃止した。これら小規模グループホームは民家や団地を改造したものが多く、耐震化や個室化が難しかったり、世話人が一人体制であるなど、運営上の課題が多くなっている。そのため、老朽化したホームを中心に様々な手法により順次再編統合に向けた検討をすすめ、より快適な生活環境が提供できるように努めたい。

第3次法人の中・長期事業計画の策定については、2021年度は現行の法人諸事業の課題の抽出、

見直し検討を職員管理職レベルを中心に議論を行ってきた。その中で 2022 年 4 月から「デイセンターフレンズ」と「うららのお店」の独立化や障害者生活支援センター「うてな」と「ともに」の合併を行ったが、2022 年度においては第 3 次の中長期計画の策定に向けた本格的な検討を行う予定である。

3) 支援センターうてなの拠点区分化と相談支援事業の機能強化

利用者の高齢化等に伴い、身上監護の必要性が高まり、生活保護や介護保険サービスなど他制度との調整も必要になるなど、相談支援の重要性が増している。2021 年度から支援センターうてなを、わららか草部から独立した拠点区分とするとともに、相談支援のあり方を検討してきた。結果、2022 年 4 月から障害者生活支援センター「うてな」と「ともに」を合併して一体的運営とし、当法人の相談支援体制を強化するとともに機能強化型の算定要件を満たすことで報酬増を図ることとした。

4) 授産活動の活性化

2021 年度も新型コロナウイルス感染症の流行のため、就労継続支援 B 型事業である「うららのお店」はほとんど喫茶店としての営業でできなかった。また、各種の授産製品バザーの多くが中止となるなど、授産活動にとっては引き続き厳しい 1 年であった。一方で、堺みなみやわららか草部で行っている自転車部品の組み立てや百円商品の袋詰めなどの作業を請け負うことにより、ご利用者の賃金をできるだけ減らすことなく授産事業運営ができるよう努力している。現状ではわららか草部や堺みなみの賃金は月平均 3,000 円から 5,000 円、うららのお店では 10,000 円程度である。

5) 利用者の確保

障友会全体でのご利用者は現在 220 名と昨年より 1 名減となっている。

障害者総合支援法の進展により、NPO や民間事業者の参入による日中活動事業所やグループホームの量的拡大が起こっており、障害福祉分野においても利用者の獲得競争が始まっている。このこと自体は障害者施策の進展によるもので、障害者サービスもある意味選ばれる時代になってきたことはある意味喜ばしい事であるが、その一方で当法人の新規利用者は年々減少傾向にあり、在籍利用者の高年齢化、疾患の重篤化等により、利用の中止や終了が増加するとともに全体の利用者数が減り始めている。

今後、事業の持続的な継続のためにも、利用者の年齢バランスの確保するためにも、新たな利用者の確保は喫緊のテーマである。そこで、法人パンフレットの配布やホームページでの PR の拡充とともに、支援学校へのアプローチを強化することなどにより新規利用者の確保に努める必要がある。

また、「ケアスペースつむぎ」は 2014 年 4 月の開所以来、当法人の高齢障害者の昼間の居場所として、ゆったりとした時空間や日課、介助・介護・医療の必要な人たちにより適切な支援を提供できることを目的に開設した。しかし、長年親しんだ事業所を移動することに抵抗のある利用者が多く、また利用者の死亡・高齢施設入所・療養型病院への入院など、利用者減少の事態が出来し、現在は定員 20 人に対し 10 名の利用となっている。法人内の他の通所事業所から高齢のご利用者を中心に移動の誘導を行っているが、以前法人の監事監査で「利用人数を増やす努力を」との指摘も受けており、事業所活性化のためにも引き続き利用者の増に努める。

6) より良い事業運営に向けての取り組み

①虐待の防止と利用者処遇の向上

一昨年当法人のグループホームで世話人が利用者にけがをさせる事件が起きた。堺市からは軽度の虐待と判断されたことを法人として重く受け止め、理事会や虐待防止委員会へ報告するとともに、全職員への研修を進めてきた。2021 年度は大きな事件はなかったものの、コロナ禍において多くの行事が中止になり、外出機会も減るなど利用者もストレスが溜まっていると感じる。各通所施設・グループホームにおいても、支援方法やレクリエーションの工夫を行ってきているが、さらに支援マニュアルの策定や安全な活動に留意するなど、利用者の処遇・支援の工夫と向上に努める必要がある。

②事業所支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人理事や管理者による各事業所への運営、指導、助言活動として、2019 年度から実施している取り組み。2022 年 1 月にうららのお店を対象として実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度は実施を中止せざるを得なくなった。

※4 にも記載済み

7) 法人広報活動の推進

2021 年度も法人のホームページを更新し、地域公益活動のページを新たに追加し、各事業の紹介ページの写真を増やすとともに、授産活動紹介ページの充実を行った。これらは、ご家族や関係者への広報になるだけでなく、支援学校への利用者確保 PR や大学等への採用活動など、法人の存在や活動を広く PR することにつながっており、今後にも必要に応じて更新に努める。

また、当法人の機関紙「至心」については、年 4 回、3 ヶ月に一度の発行を行い、当法人の様々な活動を紹介した。

8) 職員の育成と確保に向けた取り組み

社会福祉現場への若い人材の応募が極めて乏しい状態が常態化しており、当法人では 2021 年度も就職サイトであるマイナビと契約し、2022 年 3 月卒業生に向けての障友会の就職ウェブサイトを開設した。2021 年度はこの活動を通じて多くの学生等と WEB 面接を行い、施設見学へ誘導した。また、当法人ホームページにも正職員、非常勤職員や世話人等の採用情報を掲載し、人材確保の広報活動に努めた。非常勤職員等の採用については、地元のコミュニティ誌を発行している「ぽど」と契約し、就職情報誌への掲載や就職説明会への参加を行った。

職員研修については、長引くコロナ禍で対面研修をなかなか実施できなかったが、リモート研修や動画配信「サポートカレッジ」による職員の自己研修を継続して実施した。また、当法人においては各職位におけるキャリアパス（職位・職務に到達するまでの道筋）を策定しているが、今回、一般職員を 2 段階に分けて職員のめざすべき目標を新たに設定しました。

非常勤職員等の異動ルールについては、就業規則上は今でも異動可能となっているため、そのルール化については今後の検討課題とした。

9) 仮称「碑」建立に向けての活動

2020 年度から足掛け 2 年間にわたって利用者、ご家族、職員からなる「スイートピーの会（「碑」建立委員会）」で検討を続けてきた。この度デザインや内容が決定し、障友会発祥の地である「堺みなみ」にさる 3 月末に完成した。また建立にあたっては後援会から多大にご支援をいただいた。2022

年4月には除幕式を開催する予定であり、1985年に設立した当法人をご利用され、その歴史を紡いできた方々のシンボルとして語り継いでいきたい。

10) 地域公益活動への取組み

①うららのお店のふれあいモーニング

2018年からうららのお店を活用し、月2回地域の70歳以上の高齢者に低額で朝食（セット）を提供する活動を行ってきたが、2021年度も新型コロナウイルス感染症への対策で一時中止を余儀なくされた。

②夢のおもちゃ箱を通じた公益活動

ボランティアグループ「パペット&アーティストファミリー夢のおもちゃ箱」に活動を委託し、市内の病院の小児科等病棟に入院する子どもたちへの訪問パペットセラピー活動と、地域の高齢者や障害者等に向けたミニコンサートの開催を行った。

③大阪市しあわせネットワークへの参画

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画して活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に参画し、府内他法人とともに経済的な生活課題のある府民への支援を行い、社会福祉法人としての役割を果たしている。2021年度は困窮家庭1件の相談と支援を行った。

11) 防災対策等の推進

2021年度は防災、発災に対する各事業所における避難訓練等の着実な実施、備蓄用食料飲料等の点検と充足などを行った。また、災害時においても当法人の事業を継続するため、災害に関するBCP（事業継続計画）の策定を検討したが、完成は2022年度にずれ込むこととなった。なお、大阪府の「大阪災害派遣福祉チーム ― 略称大阪 DWAT」に職員3人を登録している。

12) 同一労働同一賃金への対応

働き方改革関連法改正に伴い、2021年度に社会保険労務士の協力を得て当法人の就業規則等各種規程をチェックしていただいた。結果、2022年4月から再雇用規程や就業規則等の改正を行った。

13) わららか草部の空調設備の大規模修繕の実施

わららか草部は、2002年11月の開所以来約20年という歳月を経て経年劣化がすすんでいることにより、2018年度から2019年にかけて空調設備4系統のうち2系統を更新するとともに、2020年度には外壁の修理及び塗装を行った。また、2021年度には空調設備の残る2系統の更新を行った。

14) ICTの活用

ご利用者の支援記録、フェースシート、アセスメント個別支援計画など、利用者支援に関する所業務を一元的、総合的に管理できるシステムをアクセスで構築した。

※6-17) で詳述

10. 外部の関係団体、組織への加盟、協働の状況について

2021年度、以下のような各種団体、組織等に加盟・参画している。必要に応じて会議に職員を派遣するなど協働した。

①全国社会福祉協議会	経営者協議会
②日本セルフセンター協議会	
③大阪府社会福祉協議会	経営部会
	セルフ部会
	成人施設部会
④堺市社会福祉協議会	社会福祉施設協議会
⑤日本知的障害者福祉協会	近畿知的障害者福祉協会
	大阪知的障害者福祉協会
⑥大阪知的障害児者生活サポート協会	
⑦堺障害児者施設部会	パッセネットワーク
⑧堺市相談支援ネット	
⑨堺市就業・生活支援センター	
⑩堺障害フォーラム	
⑪堺の障害児者の生活の場を考える会	
⑫よりそいネットおおさか	
⑬トゥギャザー	
⑭堺市相談支援専門員協会	
⑮日本グループホーム学会	

11. 後援会からのご支援

2021 年度も法人各事業所の運営費用の一部として例年の通り多額のご支援を法人にいただいた。また、2021 年度は特に「碑」の建立のためにその費用を予算化して頂き、当法人への寄付という形でいただいた。これらのご寄付を原資として、2022 年 4 月、障友会の発祥の地である堺みなみに碑が完成した。後援会様には多大なるご厚志、本当にありがとうございました。